

多賀城市告示第 5 5 号

多賀城市生け垣づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 6 日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市生け垣づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、緑豊かなまちづくりを推進し、都市緑化の向上を図るため、生け垣の設置を行う個人、団体等に対し、予算の範囲内において多賀城市生け垣づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和 5 0 年多賀城市規則第 1 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 個人、法人又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 に規定する地縁による団体若しくはこれに相当する地縁団体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団

員と関係を有していない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又は市長が当該道路と同等と認める道路（以下「道路」という。）に面する土地において、当該道路に面する場所（当該道路から直接視認できる場所を含む。）に次の各号に掲げる要件を満たす生け垣を設置する事業とする。

- (1) 多賀城市内に植栽すること。
- (2) 高さが0.5メートル以上の樹木を1メートル当たり2本以上の割合で植栽すること。
- (3) 道路から視認することができる生け垣の総延長が5メートル以上であること。
- (4) 生け垣と道路の間にブロック塀、フェンスその他これらに類するもの（宅地の地盤高から0.3メートル未満の高さのものを除く。）が設置されていないこと。
- (5) 樹木の育成に必要な土壌改良、支柱設置等を適正に行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金を交付しない。

- (1) 市又は他の団体から負担金又は補助金等の交付決定を受けている場合
- (2) 同一敷地内で過去に市から生け垣づくりに関する補助金の交付を受けている場合

(補助金等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 樹木購入費用
- (2) 土壌改良材購入費用
- (3) 樹木の支柱その他生け垣設置に要する費用

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、200,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する申請は、多賀城市生け垣づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 断面図
- (4) 現況写真(道路に面していることが確認できるもの)
- (5) 事業費用見積書(様式第2号)
- (6) 消費税仕入税額控除確認書(様式第3号)(申請者が法人、事業を営む個人又は地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体若しくはこれに相当する地縁団体である場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に速やかに事業に着手しなければならない。

3 市長は、審査等により、当該申請が不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多賀城市生け垣づくり事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 事故により補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による取下げは、多賀城市生け垣づくり事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、多賀城市生け垣づくり事業補助金事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日から30日以内に行わなければならない。

(1) 事業竣工配置図

(2) 竣工断面図

(3) 事業費用の領収書の写し

(4) 事業内容が確認できる写真(施工前、施工中、施工後の状況が確認できるもの)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書(様式第7号)を補助事業が完了した日の属する会計年度の3月末日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告

若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第13条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。